

郡市医師会保険担当理事協議会 医師会推薦審査委員合同協議会

と き 平成 29 年 6 月 8 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
理 事 清水 暢

会長挨拶

河村会長 日本の高齢化率は、現在、世界最高の 26% であり、2050 年には 36% に達すると見込まれているが、こうした社会変化の中において、国民皆保険制度を維持しながら、国民の健康寿命を延ばすことが政府や医師会に課せられた責務である。その状況下で、平成 30 年度の診療報酬、介護報酬の同時改定は大きな注目を浴びることとなる。

診療報酬の審査は、そもそも医師が医学的経験や良識を保険ルールに照らし合わせて行うものであったが、昨今の保険審査は機械化や保険者の直接審査に関する法改正などにより、審査の画一化や経済性に傾斜しすぎる傾向があるため、医療側推薦の審査委員の役割はますます重要となる。

今月は社保・国保ともに審査委員の改選が行われ、県医師会は社保へ 20 名、国保へ 26 名の審査委員を推薦しており最大の推薦母体であることから、その影響力と責任とに鑑み、合同協議会を開催している。今後の協議会の充実を願い、挨拶とする。

議事

1. 平成 29 年度山口県社会保険医療担当者指導計画について

<指導形態ごとの指導方針>

1 集団指導について

(1) 指定時集団指導

新規指定の保険医療機関（原則として移転及び組織変更は含まない）に対する指導を、新規指定

出席者

郡市医師会担当理事

大島郡 正木 純生
玖 珂 近藤 栄作
熊毛郡 藤田 潔
吉 南 吉武 裕明
厚狭郡 吉武 和夫
美祢郡 吉崎 美樹
下関市 佐々木義浩
宇部市 川上不二夫
山口市 林 大資
萩 市 柳井 章孝
徳 山 廣田 篤

防 府 御江慎一郎
下 松 中村 充智
岩国市 森近 博司
小野田 長谷川 靖
光 市 守友 康則
柳 井 内海 敏雄
長門市 半田 哲朗
美祢市 原田 菊夫

審査委員 23 名

山口県医師会

会 長 河村 康明
常任理事 萬 忠雄
常任理事 加藤 智栄
理 事 清水 暢
理 事 香田 和宏
理 事 前川 恭子
理 事 山下 哲男
監 事 藤野 俊夫

後できるだけ速やかに実施する。

実施時期は 8 月及び 1 月を予定する。対象保険医療機関については、9 月は平成 28 年 12 月から 29 年 4 月までの間に新規指定された保険医療機関、1 月は 29 年 5 月から 29 年 11 月までの間に新規指定された保険医療機関とする。

指導時間は概ね 2 時間とする。

(2) 更新時集団指導

平成 29 年度中に指定更新（6 年ごと）となる保険医療機関に対して実施する。

実施時期は 6 月、7 月及び 8 月を予定し、指導時間は概ね 2 時間とする。

(3) 新規登録保険医集団指導

新規登録された保険医に対する指導として、登録後できるだけ速やかに実施する。

実施時期は 6 月、7 月、8 月及び 1 月を予定する。

4 月は 4 病院の研修医を対象とし 1 回実施する。

6 月、7 月及び 8 月は平成 28 年 12 月から実施通知発出直前までに新規登録された保険医（4 月の出席者は除く）、1 月は前回以降から実施通知発出直前までの間に新規登録された保険医とする。

指導時間は概ね 2 時間とする。

※ 指定時集団指導、更新時集団指導及び新規登録保険医集団指導については、同時開催とする。

2 集団的個別指導について

実施時期は 6 月、7 月及び 8 月を予定し、指導時間は概ね 2 時間とする。

3 個別指導について

(1) 新規個別指導

原則、指定時集団指導を受けた新規指定の保険医療機関等に対し、概ね 6 か月経過後に新規個別指導を実施する。

実施時期は 7 月、8 月、2 月を予定し、7 月、8 月実施分は平成 28 年 5 月から 28 年 11 月までの間に新規指定された保険医療機関を、2 月実

施分は 28 年 12 月から 29 年 4 月までの間に新規指定された保険医療機関に対しそれぞれ実施する。

なお、実施にあたっては、診療所については対象患者数 10 名、指導時間を概ね 1 時間とする。病院については対象患者数 20 名、指導時間を概ね 2 時間とする。

また、実施通知は指導日の 1 か月前とし、対象患者の通知時期は指導日の 7 日前に FAX により行う。

(2) 個別指導について

実施時期は 8 月から 2 月を予定する。

なお、実施にあたっては 1 保険医療機関の対象患者数は 30 名、指導時間は、診療所は概ね 2 時間、病院は概ね 3 時間とする。

また、実施通知時期は、指導日の 1 か月前とし、対象患者の通知は指導日の 7 日前に 20 名分、前日に 10 名分をそれぞれ FAX により行う。

2. 平成 28 年度山口県社会保険医療担当者指導実施状況について

平成 28 年度個別指導は診療所 39、病院 5 の合計 44 医療機関に対して実施され、新規指定医療機関に対する集団・個別指導は 21 医療機関に対して行われた。

3. 平成 29 年度生活保護法に基づく指定医療機関の個別指導計画について

1 目的

指定医療機関に関する指導（一般、個別）は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

2 個別指導対象

(1) 次の区分により、それぞれ選定することとし、一つの福祉事務所において対象となる医療機関が複数ある場合は、4 医療機関までとする。

①精神科病院

基本的に 3 年に 1 回の周期で実施する。

②一般病院、診療所

次のア～ウの手順で選定する。

ア 各福祉事務所で委託患者数が多い医療機関を抽出する。

イ アの中から、県厚政課で次のとおり抽出する。

(ア) 一般病院：委託患者が概ね月平均 15 人以上いる病院

(イ) 診療所：委託患者が概ね月平均 10 人以上いる診療所

ウ イの中で過去 10 年間に於いて個別指導の対象となった医療機関を除外する。

(2) 上記の基準のほか、特に福祉事務所から個別指導の要望があった医療機関を選定する。

3 平成 29 年度対象予定医療機関

15 医療機関とする。

4 個別指導の内容

個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。

5 個別指導の方法

(1) 県厚政課職員及び福祉事務所職員が実際に医療機関を訪問して行う。

(2) 実施時期は概ね 7 月から 2 月までの間とし、対象医療機関に対しては 1 か月前に通知する。

(3) 訪問時間は、概ね午後 1 時 30 分から午後 4 時までとする。

6 一般指導の方法

中国四国厚生局、医務保険課及び県医師会が行う医療機関に対する集団指導の場を借りて行う。

4. 平成 30 年度診療報酬改定説明会について

平成 30 年度の診療報酬改定説明会は、県内 7 箇所（下関市、宇部市、山口市、萩市、周南市、

岩国市、柳井市）の会場において、中国四国厚生局による「改定時集団指導」と同時開催とする。

5. 郡市医師会からの意見及び要望

〈管理料〉

1 悪性腫瘍治療管理料と採血料について

【下関市】

悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定は、「腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合」に算定するとされているため、腫瘍マーカー検査を行った後日の診療日に算定するように指導されている。

この場合、月をまたぐことが多いが、この管理料について「当該検査に係わる採血に係わる費用」が含まれることにより採血料を算定できない。このルールに従うためか、当該管理料を算定した診療日に「別の検査のために行った採血」についての採血料が査定されることがある。また、当該検査と同時に他の検査を行った場合の採血料のことは通知されていない。当該管理料と採血料について、算定のルールを明確にしていきたい。

悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定日については、「腫瘍マーカー検査を行った後日」とまでは定められていないため、状況によっては初回受診日での算定もあり得る取扱いとなる。また、「別の検査のために行った採血」の算定については、血液採取料の算定ルールが「1 日につき」とあることから、包括的取扱いが行われている。

なお、算定日の取扱いについては、社保国保審査委員会合同協議会へ提出し再度協議を行う。

〈投薬〉

2 屯服薬の日数制限について【長門市】

睡眠剤の屯服を 21 回分処方したところ、屯服は 14 日分が上限との理由により 7 回分が査定された。不眠等症状が強い場合に追加で複数回服用する可能性があるため検討願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 20 年 3 月号・社保国保審査委員連絡委員会

一処方につき 28 回分（14 日分・1 日 1～2 回）

までとして合議している。ただし、睡眠剤のように 1 日あたりの上限量が設定されている場合は、上限量 × 14 日までとなる。

3 ロコアテープの査定について(国保)【防 府】

「変形性腰椎症」、「変形性脊椎症」等の病名でロコアテープを処方したところ査定された。添付文書には「変形性関節症」とあるが、昨今、傷病名は部位を記載するよう指導がされているにもかかわらず、前述の傷病名では不可なのか。

「変形性関節症」の病名ではなく、X 線検査の実施状況及び「変形性膝関節症」「変形性脊椎症」等の具体的病名が必要である。

〈処置・手術〉

4 消炎鎮痛等処置について(国保)【防 府】

昨年 11 月頃から頻回実施の「消炎鎮痛等処置」に対する返戻、文書指導についての相談が相次いでいる。文面は「回数を検討せよ」など表現はさまざまだが受診抑制を促しているように見受けられる。告示・通知では「消炎鎮痛等処置」は受診の都度 1 日 1 回算定できるとされており、回数制限の記載はない。「運動器リハビリテーション」(運動器リハ)を準用し、点数表の解釈を変更して運用していると思われるが、そもそも「運動器リハ」は機能回復と廃用の予防、ADL の向上等を目的として治療計画を立てるもので、除痛が目的の「消炎鎮痛等処置」とは異なるものである。それ故、「運動器リハ」は施設基準や、実施時間(1 単位 20 分、月 13 単位)など細かい基準を満たす必要があるからこそ高い点数が設定されている。従って告示・通知にない「消炎鎮痛等処置」の回数制限は、応召義務違反の問題とも相まって不相当ではないか。

社保国保審査委員合同協議会及び中国四国医師会連合(医療保険)分科会へ提出する。

5 整形外科領域の処置等について(国保)【光 市】

①頸部や腰部にネオピタカインの局注(トリガーポイント)を週 3 回行っていたが、慢性期で

の回数について問合せがきた。

②頸部脊椎症、変形性腰痛症で疼痛、痺れが激しい人に点滴(ソルデム 3A200ml、ナイロジン 1A、ノイロトロピン 1A)を週 3 回投与していたが、回数について問合せがあった。疼痛を訴えている患者に回数を減らすことはできないため、審査の再考を願いたい。

漫然投与事例は別として、社保国保審査委員合同協議会へ提出する。

6 筋縫合・腱縫合の査定について(国保)【光 市】

筋腱に達する創に対して、筋縫合・腱縫合を施行し、レセプトに症状詳記するがすべて却下されるのは理解できない。どのような筋腱縫合ならば認められるのか伺いたい。

(傷病名例)

- ・顔面外傷性皮膚欠損(釣り場で足を滑らせて受傷)
- ・顔面挫創等(救急搬送患者)

通知では「筋肉、臓器に達するものとは、単に創傷の深さを指すものではなく、筋肉、臓器に何らかの処理を行った場合」とあり、この要件を満たす事例については、再審査請求願いたい。

〈検 査〉

7 ヘリコバクター・ピロリ菌検査について

(国保)【防 府】

胃内視鏡検査で胃炎の診断後、ヘリコバクター・ピロリ菌(HP)抗原定性検査の指示をしたが、その後来院がなく 6 か月を過ぎて再来院した患者に HP 抗原定性検査を行い、レセプトに胃内視鏡検査日を記載したが査定された。国保連合会に問い合わせたところ「6 か月超であれば HP 抗原定性検査をする必要なし」と指摘されたが、再度、胃内視鏡検査を施行しなければならないのか。いきなり査定ではなく返戻にしたいだけなのか。

8 ヘリコバクター・ピロリ菌除菌について

(国保)【防 府】

当院では 1 年前の人間ドックでの胃内視鏡検査

で胃炎もしくは胃潰瘍と診断され、さらにヘリコバクター・ピロリ菌（HP）抗体陽性の結果を持参し、HP 除菌希望で来院する患者も多いが、この場合でも再度、胃内視鏡検査を施行する必要があるのか。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 25 年 8 月号・社保国保審査委員連絡委員会

内視鏡検査の実施時期については、6 か月前までを目安として認められる（実施日の記載必要）。また、「傷病名欄から、胃潰瘍、十二指腸潰瘍又は胃炎と判断できる場合は、内視鏡検査等の実施日を記載することで差し支えない」と通知されている。

9 ビタミン B12 とフェリチン半定量の査定について（国保）【防 府】

胃癌術後の患者にビタミン B12、フェリチン半定量検査を算定するとビタミン B12 が査定されることが多い。いかなる取扱いなのか伺いたい。

貧血の疑い（初月）事例では、画一的に実施されている場合を除き認められる。再審査請求願いたい。

10 診療報酬審査基準の他県との比較について

【柳 井】

広島県の審査と比較して症状詳記の記入の必要性などが厳しすぎる。血液透析の検査項目の査定などは他県では考えられない。

透析医会の基準を尊重して審査されているため、都道府県別の審査較差は少ないと考えている。

〈その他〉

11 レセプトの病名記載について【徳 山】

再診患者だけでなく、初診患者においても「糖尿病疑い」病名を求めるのは、いかがなものか。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 28 年 10 月号・社保国保審査委員合同協議会

「まるめ請求」の場合と違い、ターゲットを絞っ

て実施する検査は対象病名の記載を必要とする。

12 福祉医療費請求書の電子化について【山口市】

福祉医療費、いわゆる^①（重度身障者・乳幼児・ひとり親）の請求は、社保分も国保分も含め国保連合会へ提出することになっているため、国保分は電子請求できるが、社保分は現在でも紙ベースの請求を強いられ、その紙のサイズも公定サイズより縦が 4mm 小さいため印刷不備が生じるなど、事務作業が煩雑である。早急にすべて電子請求できるよう、県医師会でしかるべき対応を願いたい。

県医師会では、県歯科医師会及び県薬剤師会との連名で県知事あてに要望書を提出しているが、事態が動かない状況である。本議題については社保国保審査委員合同協議会へも提出していく。

13 第三者行為傷病届の確認について（社保）

【防 府】

交通事故等で健康保険を使って診察を求められることがあるが、第三者行為の場合は被保険者が保険者に届出を行ってれば保険診療が例外的に認められている。特に被保険者の方が過失割合が大きい場合に、保険会社に促されて「第三者行為傷病届」を出さずに健康保険者証を使って受診する例があとを絶たない。このような場合、支払基金に電話で問い合わせる届出の有無を確認しても対応していただけるか伺いたい。

支払基金は保険者機能を有しておらず、「第三者行為傷病届」の届出についてのデータ等を保有していない。この問題（交通事故医療の健保使用）については、医療機関の窓口で、即座に当該保険者に照会することが有効であるが、被保険者証には保険者の電話番号も記載されていないことも問題の一つと考えられる。なお、保険者に照会できなくても健保使用する場合は、療養担当規則上、一部負担金（3割等）を徴収すること。また、被保険者証の提示がない場合は、一旦、自費扱いになる。

〈要 望〉

14 在宅患者訪問診療料について【防 府】

在宅患者訪問診療料は 1 人の患者に対し 1 医療機関しか算定できない。例えば他院で在宅自己導尿の指導・管理がなされている患者に対し、自院で心不全、高血圧、高脂血症に対し訪問して当該疾患の指導・管理を行っても、現行では再診料しか算定できない。別々の疾患に対し各々が専門的な指導管理を行っているのであれば、2 医療機関でそれぞれ在宅患者訪問診療料の算定が認められるよう改善を要求していただきたい。

次回診療報酬改定の重点要望項目として日医へ提出した。

15 在医総管（施設総管）算定の際の「別に厚生労働大臣が定める状態の患者（施設基準等別表第 8 の 2）」について【防 府】

在医総管の「月 2 回以上（別に厚生労働大臣が定める状態の患者）」（特掲診療料の施設基準等別表第 8 の 2）について、「ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態」とあるが、疑義解釈その 5（平成 28 年 6 月 30 日）が発出されて以降、胃瘻造設患者に経管栄養を行っていても在宅成分栄養経管栄養法を算定していなければ対象とならない取扱いとなった。在宅成分栄養経管栄養法の経腸栄養剤はエレンタール配合内用剤、エレンタール P、ツインライン NF に限られているため、ラコールやエンシュアリキッド等を使用する場合は先の別表第 8 の 2 の対象外になってしまった。胃瘻の指導管理の手間は同じであるにもかかわらず、経腸栄養剤の種類で算定の可否が生じるのは理解できない。早急に改善を要求していただきたい。

中国四国医師会連合（医療保険）分科会へ議題として提出する。

16 日医かかりつけ医機能研修制度に関して

【防 府】

「日医かかりつけ医機能研修制度」では座学の応用研修（10 単位）が義務づけられているが、「か

かりつけ医機能研修制度研修会」は、6 時間で必須の 6 単位が取得できるのに対し、別にカウントできる「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」（6 時間 30 分）や「認知症対応力向上研修」（4 時間 10 分）は、2 つとも受講しても（計 10 時間 40 分）3 単位しかカウントされない。「かかりつけ医制度」の普及を図るのであれば、資格取得のための要件の再検討をお願いしたい。

平成 28 年度の「郡市医師会生涯教育担当理事協議会」において類似の質問があり、それに対する日医の回答を以下のとおり紹介する。

「応用研修会には、現在、『関連する他の研修会』として 2 つの研修会が位置づけされているが、これらはあくまで『関連研修会』であり、応用研修会のように時間数に応じて単位を付与できるものではない。なお、下記の観点から総合的に判断されている。

- 1 日医が関与（主導）していること
- 2 全国規模の研修会であること
- 3 研修会名に『かかりつけ医』と記載されていること
- 4 利益相反にあたらないこと

県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串 2 丁目 3-1 (山口大学医学部横)
TEL 0836 (34) 3424 FAX 0836 (34) 3090

[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>.
新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。